

会 議 録

会議の名称	第19回小金井市保育計画策定委員会		
事務局	子ども家庭部保育課		
開催日時	令和2年11月16日(月) 19時00分から21時00分まで		
開催場所	前原暫定集会施設A会議室		
出席者	委員	米原 立将 委員長 長汐 道枝 副委員長 平野 麻衣子 委員 井戸下 望 委員 竹澤 千穂 委員	田邊 満寿美 委員 茂森 俊介 委員 飯塚 絵美 委員 中村 悠子 委員 真木 千壽子 委員
	事務局	保育政策担当課長 平岡 良一 わかたけ保育園園長 杉山 久子 さくら保育園園長 柴田 桂子	小金井保育園園長 小方 久美 けやき保育園園長 池田 由美子
欠席者	大越 郁子 委員、藤原 大介 委員、堀尾 瞳 委員 くりのみ保育園園長 前島 美和		
傍聴の可否	可 ・ 一部不可 ・ 不可		
傍聴者数	5人(前原暫定集会施設B会議室)		
会議次第	1 開会 2 議題 (1) 会議録の確定 (2) 今後のスケジュールについて (3) (仮称) 小金井市保育計画(第4章)について (4) その他		
発言内容・ 発言者名(主な 発言要旨)	別紙のとおり		
提出資料	次第 資料50 第19回保育計画策定委員会用意見聴取表 資料51 今後のスケジュールについて		
その他			

それでは次に、議題(3)ですね、(仮称) 小金井市保育計画の第4章についてを議題といたします。こちらは前回からの引き続きの議題となります。前回、資料48の素案の11ページ目の、配慮を必要とする子どもの支援までご協議いただきましたので、本日は12ページ以降についてご検討いただきたいと思います。

まず12ページの(2)、健康及び安全の①食育より、ご協議いただきます。協議にあたり、事前に皆さんから頂いた修正案等をまとめたものを資料として用意いただいておりますので、こちらの資料について、まずは事務局より説明をお願い致します。

○保育政策担当課
長

それでは事務局より説明させていただきますが、今委員長からお話いただいた通り、この後、協議で使用していただきますのが、10月22日の会議でお配りした資料48と、それから本日配布させていただいた資料50となりますが、48をお持ちでない方がもし、いらっしやいましたらお申し出をお願い致します。大丈夫でしょうか。

それでは資料の説明をさせていただきます。初めに、資料50の位置づけについてご説明をさせていただきます。前回の委員会の続きとなります、資料48の4、(2)食育からご協議をいただくということに今回なっておりますが、前回の委員会の後、こちらの素案について修正等のご意見を事前にもメールにて提出していただくようお願いをさせていただきます。みなさまから頂いたご意見等を当該ページごとに纏め、本日資料50としてお配りをしております。

事前にご意見を聴取しました意図としましては、当日ご発言いただく内容を事前に委員の皆様と共有いただくことで、会議時間を効率的に使っていただきたく、行ったものでございます。そのため、この資料50でいただいた意見を受けてのたたき台の修正や事務局見解は資料に記載はしておりません。従いまして、資料50に記載の意見も会議の中でありましたひとつのご意見と捉えていただきまして、こちらでも参考にしながらご協議いただければと思います。

次に、資料50の構成でございますが、項番1から24はそれぞれのページに対するご意見となっております。項番25から27は、第4章全体に対してのご意見という形で纏めさせていただいておりますので、併せてご確認をお願い致します。資料の説明は以上です。

○米原委員長

ありがとうございます。それでは、資料50ですね、皆様から頂いたご意見・ご提案を参考にしながら、資料48の12ページ、健康及び安全の食育からご協議いただきたいと思います。

先ほどもありましたけれども、今回第4章の協議について、できる限り最後まで進められるぐらいのつもりで進行できればと思っておりますので、よろしくお願い致します。

それでは、12ページの(2)①ですね、食育について、ご意見・

ご発言をお願い致します。いかがでしょうか。既にご意見を事前に出されている方、補足というか、ご説明をいただければと思いますがいかがでしょうか。

○中村委員

よろしいですか。食事に関しては、発達の問題もあるので、極端な偏食があったりとか、なかなかお家でも大変な方が多いんです。実際には、感覚過敏のお子さんもいらっしゃるので、必ずしもそれがどうこうというわけではないですけれども、やはり食べてみようよというふうに無理やりと言われちゃったら無理やりかもしれないですけれども、私たちとしては、やはり広げたいと、食べられるものを広げたいという思いがとともあります。だから、いろんな形にしながら、みんなが食べてるよとか、これおいしいよとか、これだけ食べてみようとか、おいしいね、とか、いろんな形にしながら、お子さんに合わせてやはりやっていくので、まあ無理やりと言われちゃうと、違うのかなと思って、ここに書いてみました。

○米原委員長

ありがとうございます。他の方からもありましたので、先に、竹澤さん、井戸下さんからも、うかがいたいと思います。

○竹澤委員

こちらの例ですね、例を見てみますと、リード文の方には、「食習慣、食の大切さ、友達と一緒に食べる喜びや命の大切さを学びます。」という形で、リード文はまとめてくださっているんですけれども、食の大切さの前にというのですか、やはり、中村委員からも書いていただいているのですけれども、親しみということで、食の楽しさということを大切に、無理やりではなく楽しみながら、自然と食べられるようなそのようなことが大切なのではないかなと思って、楽しさというのを入れてみるのはどうかなと思いました。竹澤です。言い忘れてしまいましたが。

○米原委員長

確認ですけれども、友達と一緒に食べる喜びというものと、ちょっと重なる感じですかね。それとも、食べること自体の楽しさということでしょうか。

○竹澤委員

そうですね。友達と一緒にというよりも、食べること。無理強いされてしまうと、食べること自体が嫌になってしまうと思うので、そうではなくて、温かいものをおいしくいただくことによって、楽しみながら食生活を豊かにしていけるような、そのような保育が望ましいのかなというふうに思いました。

○米原委員長

ありがとうございます。あとそれは、ただの食事の場面だけではなくて、その前にたくさん遊んだり、楽しい時間を過ごしておながすくということも含めたことなのかなと思いながら聞いていました。

それが具体的なご提案ですけれども、その具体的なご提案について、ご意見、また全体的な中村さんからのご意見もですけれども、検討できればと思いますけれども、今食の楽しさという話と重なるよう

なことはあるのでしょうか。どうなんでしょうか。

○中村委員

楽しいというふうに考えたことはないですけども、なんでも食べてみようねというところでやっていますので、その子の食事のタイミングもやはり大切で、統一しないというふうになるんじゃないかと、やはり出たらそのままパッと食べてしまうお子さんも多いので、やはり、待つということも大切だと思うのですね。それで、待つというときに、やはり何らかのタイミングだったり、いただきますという言葉だったりとか、何かやはり、彼らたちに分かるような指示があったら良いと思うので、やはり少人数でも良いですけど、なんでも良いですけど、それは、いただきます、できれば、グループでも良いですから、そのときは一斉にいただきますをしてから食べようね、それまでは待ちましょうということは、私は言っていると思います。待つ、ということについては。

○米原委員長

このところで難しいのは、保育所、0から就学前までの子ども全体に当てはまる表現というのは中々難しいというところだと思います。現場の先生はやってらっしゃらないと思いますけれども、この前ちょっとご意見があったんですけど、小鳥に餌をあげるような食事の在り方というのは、していないと、やらないように気を付けているとおっしゃっていた。そういう一斉の食べ方ではないというのはもちろん分かるのですけれども、なかなか、どの発達過程にも合うような表現というのは難しいので、少なくともこちらの事例というのは、これを保育士たちが読んで、自分たちの保育を振り返る、さらにこの表現は本当はこちらの方が良いのではないかとということまで、意見が交わされるということを望むものですので、全体をカバーすることは到底できませんので、どういったものを選んで載せるのかということ、そこはある程度割り切ってここで話を深めていければと思いますけれども。

今、中村さんからあったお話は、井戸下さんのお話ともつながってくると思うのですけれども。

○井戸下委員

井戸下です。資料50のこの書き方も、私もちょっと良くなかったかなと今思っているのですけれども、一番最初にこの4つ目の食事をするタイミングの文章を見たときに、統一しない、年齢ももちろんあると思うのですけれども、統一しないで子どものリズムに合わせてというところだけ見ると、みんながバラバラに食べ始めているのかなというふうに見えちゃったんです。私がいる園はすごく小さくて、しかもお弁当なので、みんなで一緒にいただきますをするのが毎日のことなので、保育園さんはそうではないと思うのですけれども、幼稚園は多分ほとんどのところがみんなですべていただきますをしてから食べる、お弁当だからできることなんだろうなと思うのですけれども、

この文章を見たときに、ひとりで食べ始めちゃっている、隣に誰もいなくて、準備ができたから食べている、という子がいるんだったら、それは寂しいなというふうに思ったので、そういう意味での、一人で食べる子がいないように、ということは何か伝わればいいなと思っています。

さっきの中村先生のお話の、待つ、もちろんこの間おっしゃったみたいな、クラス全員でというのではなくても良いんですけども、少人数ごとでもいいので、みんなでいただきますをしてから食べるというのも、私自身が食事の楽しみのひとつかなと思っているので、そういうことも分かるような表現になると良いのかなというふうに思いました。

○米原委員長 いかがでしょうか。今、いくつかご意見をいただいておりますけれども。

○飯塚委員 飯塚です。今のところで、中村先生と井戸下さんのお話を聞いて、食事の、どうやって食べるのかということこそ、園の考えだったり、年齢ももちろんですけども、みんなで食べるということを大事にするのか、個々の子どものリズム、とりあえず月齢が小さい子を早めに食べさせて、次のグループで大きい子を食べさせてみたいなふうにするのか、本当に園それぞれの考えがあると思うので、ここで一概に、必ず個々の生活リズムに合わせるべきとは言いづらいと思うんですね。なので、園によっては、乳幼児さんでも全員同じタイミングで食べるべきというような考えを取っている園もあると思うので、それに限らなくても良いんだよ、というのが伝わるような表現にする必要があるかなというふうに思います。

例えば、全員同じタイミングに統一するとは限らず、年齢や子どもの生活リズムに合わせて、考慮してタイミングを考える、みたいな、そういう文言にする方が、しっくりくるのかなと思いました。

○米原委員長 今のご発言について、いかがでしょうか。深くうなずいてらした方も多かったので。

ではその方向で修正をするということで、特に、年齢が低ければ低いほど、集団規模は大きくて、一斉にいただきますというのは望ましくないのでは、年齢だとか、きちんと考えるというような内容を入れるということで、修正を進めたいと思います。

○中村委員 中村です。もう1点いいですか。私はこの3点を挙げたのですが、食材への親しみや調理する人への感謝というのは、ちょっとなじまないんですけども、一般のお子さんだったら通用すると思って書いたんですけども、わざと最初少なめにして、よくおかわりにいくんですね。そうすると、調理室に行くと、おかわりと言うと、担当の先生じゃなくて、調理の人から、これおいしかった？とか、それがうれし

いと言って、何回も食べたいくなるというのが芽生えてくるので、そういう部分も、他のお子さんたちは私もどう表現したらよいか分からないんですけども、私たちとしては、園で大切にしている、必ずしもこの中だけじゃない、調理で作っている人とか、そういうことも盛り込んでくれたらよいなというふうには思いました。

○米原委員長

実は、この食育というのが挙がっていますが、食育全体とすれば、例えば栽培ですとか収穫、それから調理ですね、長いプロセス全体を捉えていきますので、そのところは、今回のところでは挙がってはおりませんが、いろいろ、年齢が低いところ、園庭が無いところでは栽培とかはなかなか実現できないということもあるかと思いますが、そういったプロセスについて、調理の方など、もうちょっと表現できればと思います。ここについても、修正するというか、付け加えるような形でよろしいでしょうか。

○長沼副委員長

良いでしょうか。中村先生の仰ること、すごくよく分かるんですね。食について幼児が持つ行動は様々だと思うんですね。いくら食べても、どんなにおかわりをして、満腹にならない、食べて食べて食べて、という人もいれば、感覚過敏で、一つのものしか食べられないという人もいると思うんですね。そういうお子さんも含めて、保育をされるということで、そのあたりの、スタンダードというか、そういうものと、そうでない、それぞれの食の特性を、こだわりとか特性を非常に強く持っているお子さんへの、食育なのか、保育士の理解なのか、その辺は個に応じた食育の在り方みたいなことも、必要なのかなというふうには思いました。大変ですよ。戦いですよ。

○中村委員

そうですね、中村です。でもやはり、保育園とか、いわゆる見本と言っではいけないですけども、そういう行動がある中で育っていくことのメリットだと思うんですね。みんなが食べておいしかったねと言っていると、引きずりこまれていく部分が、やはりあると思うんですね。そういうメリットはあると思うので、保育園だからこそのことはあるような気がします。

○米原委員長

今、配慮の必要なお子さんについていろいろな事例を出していただきましたけれども、先生方もそうですし、保護者の方も、基本的に、園でのほうが家よりもいろんなものを食べるし、しっかりしているというようなことはよくあるし、私も、自分の子どもを見てもそう思って、園の先生方には頭が下がる思いなんですけれども、基本、園で頑張ってくれている、子どもも頑張っている、頑張っているというのはあれですけども、中村さんがおっしゃったように、集団での食の場面でそういうふうに乗せられてというか、育っていくというのはあると思いますので、先ほどちょっと竹澤さんにも、ここで言うと3番目の意見というのが、食生活という視点で、そのプロセスというのに近

いところで書いていただいておりますので、この辺の表現も活用させていただいて、修正案をまた改めて出すということでしたと思います。大事なことを書いていただいたのに、後になってしまって申し訳ないです。

他は、食育いかがでしょうか。

それでは、先に進みたいと思います。

続きまして13ページ②健康です。こちらはですね、竹澤さん、井戸下さん、藤原さんからご意見をいただいておりますが。まず、竹澤さんから。

○竹澤委員 竹澤です。細かいところなのですが、リード文の順番に即して、例のところ、行動例のところを、2つ目と3つ目と順番を変えてはいかがでしょうか、という、それだけの提案です。

○米原委員長 確かにそうですね。おっしゃる通り。まずは健康の身体づくり、そのあと、異常が発見されたらということ、これ順番を変えるのはその通りかと思いますがいかがでしょうか。ではその方向で修正致しましょう。

井戸下さんはいかがですか。自分の身体に関心を持つ、のほう。

○井戸下委員 井戸下です。前回、性教育の話についても出たと思うのですが、この年代の子ども達に伝える性教育ってすごく難しいなと思って、すごい悩んだんですけども、特に入れなくてもいいのではないかというふうなご意見もあったような気がしているのですが、自分の身体に関心を、同時に自分の身体を大切にす気持ち、ぐらいにしておくと、これをガイドラインとして活用するときに、園の方が、子どもが自分の身体に関心を持つというのはどういうことか、子どもが自分の身体を大切にす気持ちを持つというのはどういうことだろうということで、じゃあプライベートゾーンの話子どもにしようか、とか、そういう考えるきっかけになるかなというふうに考えて、ちょっと資料50のところでは具体的な修正案までは考えきれなくて書いていないのですが、今、少し言いましたけれども、子ども達が自分の身体に関心と大切にす気持ちを持ち、ぐらいにすると、少し性教育に触れるような内容になるのかなというふうに思ったのですが、いかがでしょうか。以上です。

○米原委員長 ありがとうございます。これについては、いかがでしょうか。現場の先生方から何かいかがでしょうか。

現場で難しさと感じるのが、ここで変なジェンダーバイアスを再生産するようなことにも繋がるような難しさというのを感じるのですが、それぞれの身体を大切にすということはとても大事なことです。でも、だからこそ大切さという表現に抑えてそこをきっかけに、保育者同士が確認するというか、提案をしていく。

- 飯塚委員 飯塚です。現場の先生方にお聞きしたいのですが、プライベートゾーンの話というのは、保育士さんはみなさん当然のこととして知っているものなのではないでしょうか。割と、こういうことが盛んに言われるようになってきたのって、最近な気がするのですが、ずっと保育士さんとして長くお仕事をされている方も当然分かっていることなのか、知っている方は知っているけれども、知らない方は知らないみたいな知識なのか、どうなのでしょう。
- 米原委員長 いかがでしょうか。以前もこのテーマで、具体的なこと、事例をお話いただいたかと思いますが。では、茂森さん。
- 少なくとも、第三者評価の項目の中には、羞恥心に係ることがありまして、必ずチェックというか確認をしている。以前は、着替えのことについていろいろな配慮をされているというお話があったかと思うのですが。
- 茂森委員 茂森です。そうですね、基本、羞恥心の方で、自然にというか、話す形を取っています。健康で羞恥心のことを、どうなのでしょう。健康に入ることなのかなと、ちょっと思っております。
- 米原委員長 当たり前に行っているけれども、この項目かどうかというところで戸惑うというか、はっきりしないということですね。
- 飯塚委員 飯塚です。ありがとうございます。私はプライベートゾーンの話はすごく大事だと思っているのですが、確かに、健康に入るのか、安全みたいな部分に入るのか、人権に入るのか、どこにそれが入るのか、確かに難しいなというのは茂森さんのお話を聞いて思いました。
- 井戸下委員 井戸下です。私が意見を出すのは何なのでしょうけれども、そうですね、今のお話を聞くと、わざわざここに入れなくてもいいのかなという気もしないでもないで、ない方が、すっきりと健康の項目として捉えられるのであれば、無理に入れなくてもいいのかなとは思っています。
- 米原委員長 ただ、内容について別の章に入れるべきだというようなお考えでしょうか。
- 井戸下委員 そうですね、必ず入れるべきだと思っているほどでもないのですが、どこかに、無理なく入れられるのであれば、大事なことかなとは思っているのですが、やはりどこに入れるのが良いかというのは難しいし、とてもデリケートな内容なので、書きぶりがものすごく難しいのかなと。さっき茂森先生もおっしゃっていましたが、羞恥心という言い方であれば、年齢によってというのは分かりやすいかなと思うのですが、性教育となると、荷が重いかなという気がします。
- 米原委員長 ちょっとそこは、今ご意見が出ていることも受け止めて、全体の修正の中で、ひょっとして人権の中にそういったことがちょっとリード文の方に盛り込まれることができるかどうか、ちょっと検討をしたいと思います。

藤原さんからのご意見で、この健康でメンタル面での指針も挙げたほうが良いと思います、というのと、保育者の健康管理も大切になるというようなことなのですが、まず、子どもについてですね、子どもの健康、メンタル面については、いかがでしょうか。どうなのでしょう。現場の先生方からして、この項目、健康の項目はもちろん心の健康もそうですけれども、心の健康は保育全体に係ってくるのかなというふうな考えもあろうかと思えますけれども。

○長沼副委員長

良いですか。メンタル面ということに特化はしていないかもしれないけれど、子どもの状態、発育、発達状態について定期的、継続的という文言がありますよね。その中に、健康診断、測定結果を記録するというのがあるのですが、発育とか発達状態を把握するということですね、この結果を把握するだけではちょっと物足りないのかなと。むしろ、日々のお子さんの様子とか、日々のお子さんの行動だとか、言動だとかということも含めて、日々の発育・発達状態を把握するというような文言を、健康診断からもう少し広げたほうが良いのかなという気がします。すみません、長沼です。

○米原委員長

なるほど。確かにおっしゃる通り、健康診断は義務で必ずやっているんで、やっているかやっていないかということをチェックするというのは、当たり前すぎて、あまり適していないのかもしれないですね。

○平野委員

平野です。保育所保育指針の解説にも、健康状態の把握というところで、定期的な健康診断に加え、保育士等による日々の子どもの心身の観察、さらに保護者からの子どもの状態に関する情報提供によって総合的に行う必要がある、とあるので、この辺りを利用するというのはひとつあるのかなと思います。

その下に、日々の健康観察では、子どもの心身の状態をきめ細やかに確認するということがあるので、そのところで、身体もそうなんですけれども、心の状態も把握していますよね。毎日多分、先生たち見ていらっしゃると思いますので、そこでカバーするというのはあるかなと思いました。

○米原委員長

ではそういった方向で、修正をして、またご提案するという方向でよろしいでしょうか。みなさん深くうなずいていらっしゃいますね。

二つ目のご意見で、保育者自身の健康管理というので、ここは保育の内容にかかわってきているところなので、保育の、18ページ、19ページあたりで見られればと思いますが、いかがでしょうか。

では、先に進んで、そこでの項目をまた丁寧に見たいと思います。よろしいでしょうか。

○飯塚委員

飯塚です。今のところの、保育者自身の健康管理のところですけども、18ページ、19ページに入れるということなのですが、保育の質の向上とか、保育者としての資質向上とか、そういったところに

入れるということですか。

○米原委員長

そうですね。この心の健康を確保するためには、というのは、心の健康だけじゃなくて、保育の質を確保する、保育者自身の健康管理というのはすべてに係わってくるのかなというふうに考えた上でご提案しました。

このコロナの中ではすごく体調管理を気を付けられていて、頭の下がる思いなのですけれども、日常生活の行動などもかなり控えていらっしゃるというお話を伺って、本当に頭が下がりますけれども。

よろしいでしょうか。では、ひとまずここでこれはここまでとしまして、次の14ページ、5つご意見をいただいておりますので、こちらを見ていただきたいと思いますが、安全管理ですね。

中村さんからは。

○中村委員

当然のことなのでしょうけれども、園として、やはり違うと思うので、それぞれの園としてはマニュアルがあると思うので、それに沿って共有していくということが大事かなと。今はコロナひとつにしても、あっちではこう言った、分からないことについては、あっちではこう言った、こっちの先生はこう言ったなど、混乱しているところが非常にあるんですね。なのでやはり、うちの園としてはこういう方針でやっていくというのが共有されることがすごく大事ななというのは思っています。

○米原委員長

そこはもちろん、きちんと入れたほうが良いと思いますので、園としてとか、施設としての、取組、マニュアルと書くとあれですけども、共通の取組ですとか、リード文にあるようなことを検討して修正案を出せればと思います。

○中村委員

5番目に保育所における感染症対策ガイドラインとかね、国が出したものをこれだけを共有してもしょうがないと思っているので、そこが言いたかっただけです。

○米原委員長

でも、おっしゃる通りで、人によって対応が違うとか、現場の先生だけに対応を任せてしまうということだけではないというのが大事かと思っておりますので、ここの表現を入れるということで。そう考えたいと思います。

○竹澤委員

竹澤です。今、中村先生の方からも、園としてのマニュアルを作成することの項目というのは、基本的な事項なので、ここに入れたほうが良いのではないかというご提案かとおもうのですけれども、こちらの行動事例を選んだ基準というか、それが良く分からなくて、これはあくまでも具体例、具体例というか、網羅的に挙げているのではなくて、ガイドラインを使って検証するときに、ひとつの例としてこれを参考にしながらいろいろと考えていけるように、あえて項目を少なく取り上げられたというようなお話が前回、説明があったのですけれど

も、あと、資料50の26のところに書かせていただいたので、最後に議論をされるのかもしれないのですけれども、基本的なところを挙げるのではなくて、どういう基準で行動例が書かれているのかよく分からないところはあるのですけれども、あくまで研修のきっかけというか、としての、具体例を挙げたというお話で、それはそれですごく意味があるし、有意義な研修ができていくのかなというふうに思ったのですけれども、やはりガイドラインというふうに謳っているからには、パッとこれを見たときに、あまりにも、どういう基準で選んだのか分からない行動例が3つとか5つだけだと、え、ガイドライン？という疑問というかを、まずパッとどこかを開いたときに思われる可能性もあると思うんですね。

あと、保育計画のガイドラインを作るときのはじめのお話だと、やはりここにきていらっしゃる保育園の方、園とかは、ある程度、素晴らしい保育をすでにされている園は、そういう具体例が少しのガイドラインでも、研修に集まってさらに議論を深めていくような素地があると思うのですけれども、いろんな園があると思うんですね。その底上げをするような目的もありますよね、というようなお話もあったと思うのですけれども、そういう、研修会に出ることもままならないような園にとって意味のあるガイドラインということだと、やはりある程度、基本的な事項を具体例で、5つとかではなくて、せめて数ではないのですけれども、7つとか10個とか、基本的な具体例は押さえていった方が良くないかなというふうに、蒸し返しになってしまって申し訳ないのですけれども思いました。

あと、保護者の方ともこのガイドラインを共有することで、どういう保育をしているかという共有の理解をもって、保護者と園と、同じ姿勢で子どもを育てていくというのですかね、そういうことも大切だというお話があったと思うのですけれども、保護者がガイドラインを見たときに、やはりあまりにもレベルが高いガイドラインというか、基本的にどういうことを大切にしているかということは、具体例があまりにも少ないので、保護者には伝わりにくいのかなというふうに思います。

意見提案シートの中の1ページ目の4つ目の丸とかにも同じようなことが書かれているのですけれども、もう少し具体例を、もうちょっと基本的な事項を押さえた形で、小金井の公立のあれほどたくさんある必要はないと思うのですけれども、逆にあそこから基本的なことを拾っていくというのですかね。そういうような、形の方が、こちらの意見シートにも書かれているのですけれども、ある程度の項目を押さえていた方が良くないかなというふうに思いました。以上です。

すみません、ここで言うべきものだったのかちょっと分からなかったのですけれども、最後に言うと、全てまたもとに戻ってしまうかなと思ひまして。

○米原委員長 項目について、ある程度絞って載せているというようなことについては、以前も事務局からも説明をしていただいていますけれども、事務局から。

○保育政策担当課長 事務局です。今いただいたご意見のところなのですけれども、竹澤委員にも言っていただいたような主旨のところがあるかなというふうに思っていて、事務局としても、なかなか適切な数を導き出すのがかなり難しいなという思いがありました。その一方で、公立の保育内容は公立が実際に行っている保育について記載しているものであるもので、公立ならではの取組もあれば、事実としてやっているというものもあるので、それをどれをくみ上げて構成するかというのが、なかなか作業部会の中でもちょっと意見としてはなかなか難しかったところがあったのが事実かなと思っておりますので、事務局が言うのもあれなのですけれども、一旦現状の中で一通り議論いただいたあと、項目として少ないところ、もしくは、全体を振り返りをするときに、この項目、公立のこの項目から引っ張った方が良いのではないかなというご意見等もいただいて、項目を増やしていくということは可能かなと今は思っているのですが、たまたま、ちょうどこの安全管理のところ、引き合いに出すとそれはそれでまた切り口として難しいのかなというように所感を思っておりますので、余計なことも申し上げましたが、事務局からは、以上です。

○米原委員長 他の方は、ご意見はいかがでしょうか。

今事務局からあったのは、限られた時間の中で大きく変更するということに関しては、できること、できないことがあるので、まず、皆さんの意見を伺って、できること、改善ですね、というものをしていければと思いますが、いかがでしょうか。

○飯塚委員 飯塚です。項目を、どれを入れるかというのは本当に難しいなと思うのですけれども、マニュアルみたいになる危険もあるし、かといって、あまりにも少なければよく分からない、ぼんやりとしたものになってしまうという。なので、各項目、各章でこれは入れたいというのを一つひとつ挙げていくしかないのかなと思うのですけれども、この安全管理のところ言えば、散歩に関する項目が入っていないので、そこを入れたほうが良いのではないかなというふうに思います。園庭が無い園もたくさんあるので、そういった園に関しては、遊具の安全点検というところよりも、散歩に関することを触れておいてもいいかなと思うのですけれども、どうでしょうか。

○米原委員長 先生方、いかがでしょうか。

なので、皆さんが分かるような文章を、今ここで考えていたら良いなと思いながら。勉強になります。ありがとうございます。

○米原委員長

安全管理は、基本的には保育所保育指針の、特に重大事故に関するものが取り上げられていまして、園外保育、お散歩ですとか、様々な安全管理については、あえて取り上げていないというような記述になっているかと思いますが。いかがでしょうか。

今、真木さんが仰ったように、これがベースだと、仰ることはよくわかって、逆にこれを中心にやって、子どもの育ちの方をちょっと抑えてしまっているぐらいのところは、本当に気を付けなければならないと思うのですけれども、まずはここに関しては、押さえて、安全管理をしっかりやっているというのが大大前提かなとは思いますが。それでもたまたま、あまり最近は聞かないけれど、公園に一人置き忘れてきたとか、こちらに意見ありましたけれども、子どもが園から飛び出していくというような、ないわけではなかったのはもちろんあるのですけれども。どれぐらい載せるべきかというので、他の先生方、いかがでしょうか。

○田邊委員

田邊です。当園では、安全管理に関して、先ほど真木先生が仰ったようにマニュアルが結構ありまして、特にうちは若い先生もおりますのでそういったときの細かいマニュアルもありまして、怪我も、応急処置も、例えば噛まれた時はどういうふうにするとか、転んだときはどういうふうにするとか、細かいマニュアルもありますし、もちろん、プールの指導、食事、それから散歩、感染的なこと、事故、結構細かくマニュアルがもともとありまして、それをもとに、今度は私たちが、経験上で、例えばヒヤリハットとかっていうんですけれども、事故防止でびっくりしちゃったことを、あえて、どうしてこういうことが起きたか、みたいなことを挙げて、それをまた職員に周知したり、あとは、うちは系列園が結構あるので、園長会でそういうものを出し合って、またお互いにこういうふうにしたときに、こういうふうにするとうまいよねという、またマニュアルがプラスされるという形。

それから、職員のスタッフシートというのがあって、例えばお散歩で言えば、人数確認を4回以上しているかとかで、していると、自分たちで安全の管理はとても大事、園にとってはとても大事なので、そういうものを一人ひとりが確認して、園長がそれを見て、あなた、それができているとなっているけれども、ここが足りてないんじゃない、死角はできていたよねとか、そういう話をして、チェックをしたものを、今度は面接をして、こういうところであなたはできていなかったから、こういうふうにしてほしいのよね、というような話をするようにして、改めてマニュアルだけじゃなくて、面接というか、そういった形で、自分たちがどこまで把握しているか、できているかとい

うのをやっているんですね。

だから、園のマニュアル作成というのは、各それぞれの規模だとかであると思うのですけれども、このガイドラインとして、どこまでどう載せるのかというのは、確かにあるのかなと、今お話を聞いていて、こういうことは載せたほうが良いのかなと思ったり、でもそれが莫大なものになってしまうと、逆にどういうところまでどうしてよいのかなというのものもあるのかなとすごく実感しましたので、具体的にこういう感じというので、後は園のマニュアルを、もしこういう場があったら共有するというのはあってもいいのかなとは思いますが、そういうふうに感じました。まとまっていなくて申し訳ないのですけれども。

○米原委員長

ありがとうございます。ここの内容についてもそうですけれども、そもそも、園のやっている安全管理について、保護者とどういうふうに共有しているのかということと、それぞれの園でやっている安全管理を、園同士で交流することでより深めていくというような、課題がいろいろ出てきたということも明らかになったと思いますので、ここについての表現、また検討をしたいと思います。

あと、行動例についても、リード文もそうですけれども、ご意見をいただいておりますので、改めて、例えば応急処置に触れたほうが良いなど。

○井戸下委員

井戸下です。保育中は事故が起きないように安全管理をしていると思うのですけれども、どうしても怪我とかはしてしまうので、その応急処置のことを入れたほうがいいのかと思ったのですけれども、やはり今の田邊先生のお話とかを聴いていると、園によって既にマニュアルがあったりするところもあったりするので、どちらかということ、一番下の、ガイドラインとかというところに、一緒に入れても良いのかなというふうに思いました。

今、お話を聞く前の時点では、3つ目の職員の衛生意識の向上と怪我等の際の応急処置等の対応手順の周知徹底等にした方がいいんじゃないかなというふうに思っていたのですけれども、うちも、一日外で過ごす園なので、怪我は多いので、その辺のマニュアルなどは、マニュアルというか、やるべきことは頭に入っているのです。さっきの飯塚さんのお散歩のこともそうなのですけれども、当たり前すぎて、私も自分で気が付いていなかったということがあるので、そういうのも入れてった方が良いのかな、ちゃんと文章化した方が良いのかなという気が、園によってやり方がみなさん本当にバラバラだと思うので。何か入れたほうが良いのかなと思います。

○米原委員長

対応手順については竹澤さんからもご意見をいただいている、今井戸下さんから応急処置等の対応手順というような例を挙げていただ

きましたけれども、これって、手順って文章にすれば、マニュアルですし、文章にするまでもなく、行動として皆同じ行動ができるということで、手順・処置の徹底というのはみなさん仰っているのは同じかなというふうに思いますので、5番の、国や関係機関から発出されたというので、園がまとめているというのか、やり方というのとちょっと違ってくるので、3の方で、書きぶりをちょっと変えて、またご提案をするというふうに考えたいと思いますが、よろしいでしょうか。はい。

それと、竹澤さんの2つ目ですね、4番目の項目。文章が長いので、二つに分けたほうが良い。これは、何と何で分けたほうが良いですか。アレルギー食品を確認をするということと、また誤飲した場合のという部分ですかね。

○竹澤委員 竹澤です。アレルギー食品、献立の確認をする。また、誤飲した場合の、にしないと、文章が、アレルギー食品の訓練を行うみたいな形に読めてしまうので、アレルギー食品、献立の確認をする。また、誤飲した場合の対応方法について職員間で周知し、訓練を行う。というほうが、分かりやすいのではないかと。

○米原委員長 ありがとうございます。確かに文章としてこなれていないので、ただ、食品について、職員で共有するというのと、誰がどんなアレルギーを持っているのかということと、献立の確認の方法も共有しなければならないので、そこを整理して、分かりやすいような表現にするとういかなと思います。こちらもまた、ご提案をしたいと思います。ありがとうございます。

○真木委員 真木です。アレルギー食品というふうに決め付けちゃうと、幅が狭くなっちゃう感じがするんですね。食べ物によっての種類に対する子どもの食事というか、そういう文章で、いろんなものがあるじゃない。離乳食なんかだと、経験がないから、食べたものの中で、急に出たりする場合もあるんですね。だから、アレルギーがその子の、じゃあ私なんかだと鯖アレルギーなんだけれども、鯖が入っていない、鯖を、アレルギーをどかしておけばよいのかということそうではない、アレルギーっていつどういふような症状で出るのか分からない、体調が悪かったりするときもある。なので、ちょっと、アレルギーという言い方じゃなくて、もう少し幅広い言葉の文言を使った方が良いかなと思いますので、よろしくお願い致します。

○米原委員長 分かりました。そこも考慮していきたいと思います。

いかがでしょうか。それでは、先に進みたいと思います、15ページ④災害への備え、です。

こちらに関しては、事前のご意見というのは特にいただいているのですけれども、今、何かございますでしょうか。よろしいでしょう

か。こちらについては頻繁に起こることではないので、確実に、定期的にそういったことが話し合われて、確認して、もちろん保護者と共有してというようなことが求められるかと思いますので、こちらの内容でとりあえずは進めたいと思います。

次に進みたいと思います。16ページですね。(3)、こちらが子育て支援ということで、ここから、保育から子育て支援に内容が変わっていますが、全体について、井戸下さんからご意見をいただいておりますが、お願いします。

○井戸下委員

井戸下です。ここに書いてあるままなのですが、公立保育園の保育内容の中では、項目立てをした後にこの内容が書かれているので、何について書いているかが分かるんですけども、今この文章だと、すごく上から目線な感じがするなというふうに、第一印象で感じたので、一つ目のものであれば、保護者との相互理解のために、日々の保育の意図や保育のねらいを、というふうにするとか、一番気になったのは、4番目の記述なんですけれども、この子育て支援というこのページの中でだと、子どもの虐待を未然に防ぐというところとちょっと言葉がきついなという印象を受けたので、日々の子どもの観察と保護者への個別の支援を行い、不適切な養育等にいち早く気づき、子どもの虐待を未然に防ぐように努めるとか、このままの文章じゃなくても良いとは思いますが、もう少し、柔らかい言い方というか、そういうのができれば良いかなというふうに感じました。

○米原委員長

子育て支援って、これもやらなきゃという、施設側の視点と、支援を受けるとされている保護者の視点と、ずれが生じることがあるものかと思います。現場の先生方は、いかがでしょうか。今のご意見をいただいて。

○茂森委員

茂森です。そうですね、子どもの虐待を未然に防ぐように努めるところ、保育士としては、保護者にあまり感じ取られないようにこういう支援をしていくので、保護者がみるこれでバシッと書いてしまうと、構えられてしまう恐れがありますよね。なので、保護者目線にもなった文言で書いた方が良いかなと思います。

○米原委員長

実際に、もちろん虐待を防ぐというのももちろん当然なんですけれども、日常の子育て支援をするなかでも、少し表現を改めたほうが良いというご意見ですね。

はい、今具体的な文言をここでやり取りするのは時間が限られていますので、改めてまたご提案したいと思いますが、よろしいでしょうか。

他は、虐待以外のところ、いかがですか、いまのうちに出示していただくと。1番目も、必要に応じて保護者に伝えるというのも、何か一緒に子育てをする仲間としてというような意図がなかなか伝わら

ないというような。他もそういう視点で内容を検討するということでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。ここは本当に、古くて新しい課題で、保育士の仕事というのは児童福祉法上では保護者の指導というような言い方をされていて、これは指導じゃないんだよ、指導じゃないんだよということをいつも言い続けているんですけども、なかなかうまくそのずれというものが、いつもいつもずれが無いというわけではなく、いつもいつも課題になっているというふうには思いますね。

ありがとうございます。では全般的により適切な表現の検討をしたいと思います。では、駆け足かもしれませんが、よろしいでしょうか。

17ページですね、今度は、地域の保護者等に対する子育て支援です。保育園の重要な役割として、子育て支援、在園している子の子育て支援と、地域の保護者等に対する子育て支援というのがあるので、ここに項目として挙がっています。竹澤さんから、ご意見をいただいておりますが、いかがでしょうか。

○竹澤委員

竹澤です。ここの、17ページの冒頭で、地域の子育ての拠点として、というふうな表現で書きだされているのですが、新しい保育指針には、地域の子育ての拠点としての機能という部分が削られていたように思います。地域の子育ての拠点という言葉は出てこないと思うので、それには私も意味があるのかどうかは分からないのですが、古い、以前の保育指針の内容にはすごくこの17ページは合致しているのですが、新しい保育指針がそういう表現に変わったことに意図があるのかどうかということも私にはよくわからなくて、もし意図があるなら、それに合っていないとどうなのかなというふうに思ったのですが、

○米原委員長

ただ、子育て支援、地域の子育て支援というのが求められているのは変わらないので、その表現についてどうかということだと思いますので、ちょっとそこ、すぐ確認できなくて。

○真木委員

真木です。地域の子育て支援というのは、保育所とかに入っていない子ども達。在宅の子ども達、まだそれよりも小さいお子さん。今、私が公民館活動でいろいろと相談とか受けたりして出かけているのですが、地域支援というのは、大事なんですね。そういった意味で、これは入れておいても良いと思うのですが、保育所に通っている子ども達だけではなくて、幼稚園に入って保育を受けている子ども達以外のお子さんたちの中で支援を必要とする、お母さんたちを見ていたら、育児ノイローゼの人もいたりとかね、栄養が、食育に関連づいて、栄養がこれで良いのかとか、母乳やミルクだのの事とか、ちょっとしたことを聞きたいんだけど、聞く人がいない。核家族というのも今殆ど当たり前のようになっていますけれども、そこ

でやはり、保育所が、専門性を持った人たちが育児相談の場所を設けて、相談に乗ってあげるとか、地域の支援というのはとても大事なことだと思います。

そういう意味で、載せておいた方が良いのかなと。

○竹澤委員

竹澤です。地域の子育て支援というのが大切で、それが保育園に求められているというのはすごくよく分かるというか、機能をどんどん強化して行ってほしいということはわかるのですけれども、そこまでのものが、拠点というか、その表現が保育指針からなくなったので、そこには意味があるのかなと。拠点というと、保育園が拠点なのかなみたいな、家庭支援センターとかいろいろあるわけじゃないですか。そこが、私は、そっちが拠点というところとすごくしっくりするのですけれども、保育園が拠点とまでの機能までを求められているのかなと。もちろん、子育て支援をして、その機能を求められているというのはわかるのですけれども。そこがちょっとよくわからなかったの。

○米原委員長

子育て包括支援センターの設置が望まれるということになって、拠点という言葉が削られて、役割を担うというふうになっているのを改めて確認して。そうですね、なので、もちろん実は、子育て支援はすごく大切だというふうにされてはいる中でも、今そういうふうに、拠点とまで言われても大丈夫？というご意見って、園の先生方も納得するとか、いや、拠点と言われても、実際すべての園ができるかどうかというのは難しさを感じてらっしゃると思いますので、この表現については、検討をしたいと思います。指針上は、入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割だし、解説でも、拠点という表現には踏み込んでませんので。

○井戸下委員

井戸下です。これは、一応保育園での話ではありますがけれども、例えば田邊先生のいらっしゃる園みたいに、たくさん園があるところとか、株式会社でやっていらっしゃるようなところだと、保育園の運営とは別事業で、子育て支援みたいなことをやっている会社等もあるんじゃないかなと思うので、そこまで入れちゃうと、話がずれちゃうんですかね。保育園の中でできることに限定した方が良ければ、入れない方がよいですか。

○真木委員

真木です。小金井市ではないのかもしれないけれども、他市では、子育て事業とか、特別に支援の土壌が、保育園の施設を利用したり、そこに特設して、場所を変えて作るというような子育て広場というのがあって、結構そこに地域のお子さんたちが出入りしているというのもあるんです。なので、そういうことも含めてなのかなと私はこの拠点という部分を見ていたけれども。地域性として考えるのならば、小金井市としてはそこまではまだしていないので、言葉を考えても良いのかなというふうには思いますけれども。

○米原委員長

別事業は、仰るとおりに、保育園に併設してやっていらっしゃるところもあれば、独立した子育て広場というのもあるので、特に委託を受けてやるような形だと思いますけれども。

この拠点という表現が、保育園に期待しすぎているという面があるということだと思いますので、この表現はまた検討してご提案したいと思います。よろしいでしょうか。

東京都の補助金なんかも、昔は、出前保育と言って、公園などに行ってやる活動について補助金が出ていたんですけども、それはなくなっちゃったんですね。確か。いろいろ、時代によっても変化はありますので。それに合わせて書きぶりを変えたいと思います。

ただ、真木先生が仰るように、地域の子育て支援はとても大事で、役割を担っているのは確かです。ありがとうございます。

それでは、今で他の竹澤さんの意見も反映したいと思いますので、次に進みたいと思います。

18ページ、保育者としての資質向上。中村さんからは、看護師、栄養士、調理師等で職員の研修機会を与えるということで、ここが、保育者という表現についての確認なのですが、これは、園というか施設に働いている職員全体を表しているというふうにお考えいただきたいし、どこかにそういった注釈というのは入れると良いかなと思いますので、意図としては、入っているということです。

それから、リード文について、竹澤さんからは、相対するということですね。確かにこの表現が、子ども達のためにというような理由としては、子ども達の為であるとか、自明であるのでということで、保育者としての資質は、子ども達の為というのが当たり前だから、この表現は改善できないかというご意見かと思いますが、皆様もうなずいていらっしゃいますので、その方向で進めていきたいと思います。

続いて、先ほど保育者という話がありましたけれども、保育園、施設職員というので、書き方にゆらぎというか、そういうのがありますので、これも統一したいと思います。

同じく、保育所、保育園、それから園というのもゆらぎがありますので、これも、全体として、最初から統一していきたいと思いますので、ご指摘ありがとうございます。

そして、19番目、倫理観、人間性、保育者としての責任の自覚を基盤として保育に従事する、というふうに整理いただいていますので、こちらもその方が文章として適切だというふうにならずいらっしゃるかたが多いと思いますので、変更したいと思います。

20番目ですね、時間があれなので、私が読みますけれども、この項目の囲みの記述の一つに、ガイドラインの活用について書いてほしいという、みなさんすごくそうだというふうに賛同してくださってい

ますので、ただ、ここの中にそれを入れる、そもそも、読んでいないとあれなので、なかなか難しいかと思えますけれども、定期的にだとか、なんとかというような、表現を加えつつ、このガイドラインについて載せるということに関しては、みなさん納得されているようですので、その方向でよろしいでしょうか。確かに、仰る通りです。ありがとうございます。

それでは、続いて19ページをよろしいでしょうか。まず、21番ですね、ガイドラインをどう活用するのかということで、鈴木佐喜子先生の講演からあった、保育部会で話し合うというような、具体的な活用というのか、方向について、どのようにここの中に書いていくのかですね、そこに関しては、現時点で事務局からございますでしょうか。

○保育政策担当課長

事務局です。当初このガイドラインの中に、活用方法についてどこまで言及していくかというお話があったかなというふうに思っております。その一方で、先行してご議論いただいた第5章自体に、ガイドラインの活用についての記述を入れさせていただいているというのも事実でございまして、事務局側の全体構成の整理としては、このガイドライン自体の中に活用方法というか手法についての記載をするのではなくて、ガイドラインの活用については第5章の方で整理をいただいた方が、全体の構成としてはすっきりするかなというふうに捉えているところでございます。以上です。

○米原委員長

第5章で、スケジュール的には今後改めてご提示いただく中に入ってくるということですが、いかがでしょうか。

○井戸下委員

井戸下です。場所はどこでも良いのですが、今後どのようにしていくかということについて、まずみなさんと意見交換をしたいというのが一つと、その結果、保育部会のようなものが立ち上がればそれがベストだとは思いますが、そこは避けて通れないものだと思っているので、今日お話しすることではないかなとは思いますが、先生方がこれをどういうふうに活用していきたいか、園側がどう考えるのか、保護者側からこういうふうに活用していただきたいというような意見交換をする時間はぜひ作っていただきたいなと思っています。

○米原委員長

これについても、みなさん深くうなずいていらっしゃると思いますので、別、今回ではなく別に、まとまった時間を取って、意見交換というか、意見交換だけではなくて、具体的に実現できるような話までもっていききたいということだと思いますので、その時間を取りたいと思います。ありがとうございます。

それでは、19ページですね、保育の質・維持・向上につながることに、直接かかわってくる、問題にかかわってくる保育園の先生方、い

かがでしょうか。このページは、運営体制ということで、関係者側とか、経営層だとか言われる、法人ですとか、園長先生とかが確認する内容、もちろん働いていらっしゃる先生方は、うちの園は本当にこういうことできているのかなというのを、もちろん保護者の方もそうですけれども、確認していただける内容かなとは思いますが、この内容について、いかがでしょうか。

○茂森委員 茂森です。経営や運営に関する項目って、多分こんな量ではなくて、もっと莫大な量だと思うので、大体これぐらい書かせていけば、あ、なるほどそういうことを考えてくれているんだとなるので、良いのではないかなと思います。

○米原委員長 ありがとうございます。

○長汐副委員長 長汐です。ここでは主に、園で取り組む基本的な事項が記載されていて、これは園において、なのでしょうか。保育園の設置母体というか、そっちの方が良いのかなという気が、読んでいるとするのですけれども。園においてというと、園長先生をトップにして、職員さんという感じなんですけれども、そこでこれは、提供できるような内容ではない気がするのですけれども。

○茂森委員 茂森です。大きな法人は、おそらく理事会とか、法人でそういうことを決めるんでしょうけれども、うちみたいに、一法人二施設あるんですけれども、こういう場合は、ほぼ園長が決めます。

○長汐副委員長 一人で？

○茂森委員 一人ではないですけれども、私は理事もやっているんですけれども、理事長とかも相談しながら、事後報告のようなものですね、うちの場合は。園の中で。ただ、大きなところは、園長はこういうことは逆に触れない園もあると思います。

○長汐副委員長 長汐です。実際はそうかもしれないけれども、適切な管理運営をしていく上では、やはり筋を通さなければならないですよ。実際はそうなのかもしれないけれども、ちゃんと物事を決めていくための管理があり、最終的には理事会が承認し、というような、そういうことを、法人であればおやりになるわけでしょう。

○保育政策担当課長 事務局です。割り込んですみません。もともと、このカテゴリーわけをさせていただいたのは事務局の方の提案なんですけれども、今お話いただいている通り、保育者個人ではない、運営側のところを主語にしたかったというのが意図でございます。ですので、法人の状況とか会社の状況によって、これが園にあたる場合もあれば、運営者とか、設置法人とか、さまざまな言い方にあたるかなというふうに思うので、その社会福祉法人立とか、株式会社立とかさまざまな状況においてもつかさどっているところが組織によって違うような形があると思うので、そのあたりを網羅できるような主語の説明ができればなど

いうふうに、伺っていて事務局として思いましたので、発言させていただきました。以上です。

○真木委員

真木です。保育者個人というふうに出ているので、園全体とか、全体というような、組織ぐるみのというような文言が入ると、株式だって、社会福祉法人だって、なんだって、該当するのではないかと思います。

○米原委員長

ありがとうございます。このガイドラインについて、それをそのまま法人に挙げて法人でチェックしろ、というよりも、具体的に保育をやっている園長先生が、小金井ではこうなんだよというような、法人に投げかけられる材料としても考えられるかと思imasuので、その使い方、この部分の使い方についても、何かきちんと表現できればと思います。

今事務局からもありましたように、いろんな園にとって使いやすいとか、きちんと自分事として受け止めやすいような、表現というものを、また考えたいと思imasuので、改めて検討いたします。ありがとうございます。

大変申し訳ないです、時間が短いですが、ここまで来たので、20ページに進みたいと思imasu。

○平野委員

その前に、1点よろしいですか。今のところ、19ページに入れるのか、18ページに入れるのかを悩むところなのですが、個人の取組と、組織としての取組で、中間が無いんですね。同僚性とか、協力してチームでやっていくようなことに対する、組織的な取組というような文言は、どこかに入っても良いのかなと思imasuし、それを入れるなら19ページかなとも思imasuし、もう少し個人の方に寄せて、一人で頑張るだけじゃなく、仲間と一緒に頑張る、頑張るというか、協力して頑張るというようなニュアンスで入れるなら18ページかなというのがあります。ごめんなさい、具体的な文言はないですが、

もう1点言うと、藤原さんの心身共に健康であるという、保育者の健康のところは、18ページの方に入れるのかなというふうに思ったりしました。

○米原委員長

同僚性というキーワードがここ数年保育業界の中で話題になってきていまして、チームで協力して保育をしていく、一人だけで頑張らない、助け合うというような、いろんな意味とかですね、場面のことを想定して同僚性というキーワードが広がってきていますけれども、それについて18ページ、それから、職員の心身の健康についても、この辺りに入る、入れられるのではないかといいことですね。確かに、それについて共有するというか、話し合うというのは、材料を入れておくという意味でとても大事だと思imasuので、それについても検討

してまたお示ししたいと思います。

○長沼副委員長

職員の心身の健康であったりですね、特に職員さんのメンタルヘルスに関しては19ページの方が良いのかなと。一人でできるわけではなくて、職場でそれをメンタルヘルスが守れるような条件を作っていくのを職場だと思うのです。保育園の現場だと思うので、それは、保育の質の維持・向上につながっていくということで、ちょっと考えてみて下さい。

○米原委員長

ありがとうございます。よろしいでしょうか、ここは検討させてください。

さて、20ページ、先にいただいた意見は、幼保小連携について入れられないかということですが、就学に向けての先取りではなく、連携して繋がっているんだという、切れ目がないというような書きぶりを入れるのはどうかということで、今、田邊先生もうなずいていらっしゃいますので、それについて、地域連携の中に入れていくということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

他は、いかがでしょうか。

○平野委員

平野です。細かいですが、保育所なんですか、保育園なんですか、というところが、ちょっと統一した方が良いのかなと思います。

○米原委員長

そうですね、そのあとの保育士も、保育者もありますし、統一できるところは統一していきたいと思います。ありがとうございます。

○真木委員

真木です。よく言われるのが、保育所というのは行政用語で、保育園というのはそれぞれの園で言う名前なので、統一する必要があるのかなとかは、いろいろ考えます。

○米原委員長

ひょっとしたら駆け足で進んだかもしれませんので、もしまたお気づきの点がありましたらお知らせいただきたいと思いますけれども、ごめんなさい、最後ですね、お出しいただいた意見の、竹澤さんからですね、地域や他機関との連携じゃなくて、家庭及び地域社会との連携、他機関というのも地域社会に含まれているんだという意図があるのかなというふうに思いますけれども、みなさん、いかがでしょうか。

ではその方向で。

あと、24番目ですね、このリード文について、ご説明いただけますか。

○竹澤委員

竹澤です。文章の組み立てについてなのですが、一番最後の三段落目のところが、全体的な視点での文章なのかなと思って、それを前に出してきて、組み立てたほうが良いのではないかと、というご提案と、それから、一つ気になるというか、三段落目のところの、全ての子どもの健全育成のためにというふうには書いてあるのですが、そこまで保育園というのは地域の拠点の話ともあれなんですけれども、そういう、全ての子どもの健全育成と、昔、健全育成と保育つ

て違う分野だったというイメージがあって、その、昔の考え方なのかもしれないですけども、保育がすべての子どもの健全育成についてまで背負うのかなということが、ちょっと、大きいことを言うんだなというか、そこまで言うのかなというのが気になりました。全く、分からないのですけれども。そんな感じですか。あとは、第二段落の文章が長いので、2つに分けたほうが良いのではないかという、それだけです。

○米原委員長

ちょっと先に、健全育成なんですけれども、仰る通り、これは意図としては、保育所だけじゃなくて、広く子どもの健全育成のために保育所ができることという意図で書かれているのだというふうに思います。仰る通り、指針の解説等にも、保育園がすべての子どもの健全育成ではなくて、地域でのすべての子どもの健全育成に保育所ができること、というような書き方をしているので、そこは誤解というか、分かりやすいように書いた方が良いなというふうに、確かに思います。

ですので、リード文の三段落目ですね、こういうことが求められるという、掲げられているということなので、最初に持って行った方が良いのではないかというご意見ですけども、これについてもみなさん、うなずいていらっしゃると思いますので、その方向で。あとは、文章が長いということで、長くてこなれていないということだと思いますので、内容を大きく変更するというわけではなく、整理して分かりやすくするということができればいいでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、改めまして、今回は第4章の後半部分を見ていただきました。事前にご意見をいただいていたおかげでですね、充実したというか、協議ができたかと思えます。また先ほども申し上げましたように、あれ、というようなことがありましたら、またお伝えいただくということで、ガイドラインに関する協議については、一旦以上とさせていただきます、次の議題に、時間もありますので、進みたいと思います。

議題(4)ですね、その他について、皆さんから何かございますか。大丈夫でしょうか。

それでは、議題(2)にもありましたけれども、次回以降の日程について事務連絡をお願い致します。

○保育政策担当課長

それでは事務局より、次回の日程についてご連絡させていただきます。次回は、11月26日の木曜日、午後6時からとさせていただきますので、恐縮ですが、6時から9時までという形をお願いをしたいというふうに考えております。会場につきましては、今日と同じく、こちらのA会議室での開催となります。なお、本日の進捗状況から、次回の議題につきましては、これまでご意見をいただいたもの

について、修正等を行って反映した、第4章全体を出させていただいて、こちらの確認から行っていただく流れになるかと思いますので、よろしくお願い致します。事務局からは以上でございます。

○米原委員長

ありがとうございます。すみません、私の進行もありまして時間が延びてしまいました。申し訳ありませんでした。以上で本日の会議は終了いたします。大変お疲れ様でした。ありがとうございました。